

市民意見の概要と市議会の考え方

■全体に関する意見

No	意見の概要	件数	市議会の考え方
1	市民については、個人、個人事業主、団体など、多種多様な捉え方がある点を踏まえ、それぞれを尊重するような記述（例：市民一人ひとりを尊重しつつ、バランスの取れた市政を目指す）を明記するべきではないか。	1	<p>本条例は、第1条「目的」において「市民との協働による開かれた議会の実現を図る」ことを規定しています。また、同条文の解説においては「議会が活動を行う際に市民との意見交換や議会の意思決定過程の公開等を行うことによって、市民の多様な意見を把握し、市民の参加のもと諸課題の解決を図るという北九州市議会が目指す方向性」と規定しています。</p> <p>また、第2条「議会の役割及び活動原則」の第2項第1号において「市民との意見交換等を通じて多様な課題の解決に取り組む」、第4条「議員の役割及び活動原則」の第2項第1号において「多様な市民の意見と市政の課題を的確に把握し、市の政策立案及び政策提言に適切に反映させる」と規定しており、今後も市民、個人事業主や団体の皆様等、多種多様な御意見を十分に尊重しながら、市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与してまいります。</p>

■議会の役割及び活動原則（第2条第1項第3号）に関する意見

No	意見の概要	件数	市議会の考え方
2	改正案の内容のままでは反対であり、改正案中「市政の課題について先進事例等の調査を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。」を「市政の課題について先進事例等を含む総合的な調査を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。」としてはどうか。	1	本条例は、第2条「議会の役割及び活動原則」の第2項第1号において「多様な課題の解決に取り組む」と規定しており、市政の調査については、今後も総合的に実施してまいります。
3	「先進事例の調査」とは、具体的に何を調査するのか、明らかにして欲しい。	1	本市議会の政策立案及び政策提言機能をさらに強化するため、本市議会が実施するあらゆる視察について、市政に資する市内の事例だけではなく、他都市の先進事例はもちろんのこと、上手くいかなかった、いわゆる失敗事例からも学ぶために、それらの調査もさらに積極的に行っていくことを考えています。

■議会報告の実施（第15条）に関する意見

No	意見の概要	件数	市議会の考え方
4	<p>議会報告会の開催の改正案については、議会報告会を実施後、議長及び市民への報告を伴うように促す、さらに積極的な記載を求める。</p> <p>そのため、改正文案に「なお、議会活動に関する報告は、実施後、なるべく議会にその結果を報告し、市民に対し広報するようになるものとする。」などの表現を追加してはどうか。</p>	1	<p>議会報告会は平成23年から、市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させることを目的に実施しています。さらに平成30年度からは、市民との協働による開かれた議会の実現に向け、市民に市議会をもっと身近に感じていただくための市民参加の場として「カフェトーク in 北九州～議員とまちを語ろう～」を実施しています。</p> <p>実施後は、市民の皆様からいただいた御意見やアンケート結果等をまとめた実施報告書を全議員に配付するとともに、市議会ホームページにも公開するなどして、議員及び、市民の皆様へ報告しています。</p> <p>市民の皆様への広報については、第12条「市民参加」、第15条「議会広報の充実」及び第16条「会議等の公開」等に基づき、今後も「市民との協働による開かれた議会の実現」に向け、積極的に尽力してまいります。</p>
5	<p>カフェトークについて、例えば愛知県田原市では、議員と市民がカジュアルな服装で休日の図書館で話しやすい場を設定するといった工夫がみられる。</p> <p>本市の場合、カフェトークを実施したが、「会場の発言を制止する場面があり、出来レースを見せられているようで不快であった。あの進行だと、二度と参加しようとは思わない」、「周りがザワザワした会場は、落ち着いて話を聞く雰囲気ではないので、不適當である」ことから、予算の無駄であると感じた。</p>	1	<p>「カフェトーク in 北九州～議員とまちを語ろう～」は平成30年度から、市民との協働による開かれた議会の実現に向け、市民に市議会をもっと身近に感じていただくための市民参加の場として実施しています。</p> <p>いただいた御意見は、本市議会において情報を共有し、今後のさらなる改善に向けた参考とさせていただきます。</p>
6	<p>市議会だよりで、議員ごとの賛否が分からないので、他の自治体を参考に改めて欲しい。</p>	1	<p>市議会だよりについては、現在、北九州市議会だより編集委員会において、議会活動に関する様々な情報を、市民の皆様にとって見やすく、分かりやすくお伝えできる紙面となるよう改善に取り組んでいるところです。</p> <p>いただいた御意見は、本市議会において情報を共有し、今後のさらなる改善に向けた参考とさせていただきます。</p>

7	<p>議会報告会を開催する必要はないが、多様な手段とは、具体的に何か分からない。</p> <p>市民意見を把握し、ボトムアップするために、市から定期的に内容、件数について実態報告を受け、情報の共有化と選択を図ってはどうか。</p>	<p>議会報告会は平成23年から、市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させることを目的に実施しています。さらに平成30年度からは、市民との協働による開かれた議会の実現に向け、市民に市議会をもっと身近に感じていただくための市民参加の場として「カフェトーク in 北九州～議員とまちを語ろう～」を実施しています。</p> <p>また、情報伝達手段の発達に伴い、議会活動を市民に報告する手段も、ホームページやSNSでの資料や動画の掲載・配信等、多様化していることから、改正案では、今後、さらに多様な手段による議会報告を行うことを考えています。</p> <p>なお、「市民のこえ」についてはこれまでも、市議会に関する内容については本市議会において回答等を行うなど、情報の共有化等を図っていますが、いただいた御意見は、本市議会において情報を共有し、今後のさらなる改善に向けた参考とさせていただきます。</p>
---	---	---

■その他の意見

No	意見の概要	件数	市議会の考え方
8	<p>常任委員会の中継・録画を実施すれば、会場に入らない職員は会場の「密」を避けることができる。先進事例として下関市がある。</p>	1	<p>本市議事堂における中継設備等の都合上、早急な改善は困難ですが、いただいた御提案については、新型コロナウイルス感染症対策として有効であると考えられることから、今後のさらなる改善に向けた参考とさせていただきます。</p>
9	<p>常任委員会での請願（陳情）の取り扱いについて、あまりにも陳情者の市民権が軽視されていることを痛感したため、運営について以下の改革を行って欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陳情者が意見陳述する際の席に、テーブルの設置等を行うこと ・陳情者が意見陳述後、議員や行政と議論等行えるようにすること ・継続審査については「審議完了」の確認をもって終了すること 	1	<p>いただいた御意見は、本条例の目的であり本市議会が目指している「市民との協働による開かれた議会の実現」を図るうえで、本市議会において情報を共有し、今後のさらなる改善に向けた参考とさせていただきます。</p>

10	<p>今回の改正は特段の大きな変更がなく、せっかくの取り組みでありながら残念。議会が市民の意見を受け止め代弁する機関であることを真に体现するため、請願・陳情の取り扱いに関し強く問題を感じる以下の点について本条例を改正して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請願（陳情）書をそのまま議員に届けること ・ 継続審査を文字どおり実質的なものにし、何度でも常任委員会で審議すること ・ 提出者に、提出案件が取り上げられる日程を事前連絡すること ・ 議員が市民の声を受け止め把握するため、直接、口頭陳述者に質問したり、意見を聞いたりできるようにすること 	2	<p>いただいた御意見は、本条例の目的であり本市議会が目指している「市民との協働による開かれた議会の実現」を図るうえで、本市議会において情報を共有し、今後のさらなる改善に向けた参考とさせていただきます。</p>
11	<p>市議会図書室規程第3条に規定する議員以外の利用について、市民の利用実態がないなら、第2項及び第3項を削除して欲しい。地方自治法第100条第20項があるため、自治体独自の煩雑さを今後も残すことは好ましくない。議員で議論して欲しい。</p>	1	
12	<p>議会運営委員会等の会議に、議員平等の原則（第9条）及び少数意見尊重の観点から単独会派の議員も参加できるように改めて欲しい。</p>	1	
13	<p>法令に基づき、女性議員を増やす努力をすることを基本条例に追加して欲しい。</p>	1	